

沖縄戦「集団自決」にかかわる大阪地裁判決について（談話）

2008年3月29日

日本高等学校教職員組合
書記長 加門憲文

大阪地裁は昨日（3月28日）、沖縄戦「集団自決」をめぐる訴訟において、被告人の大江健三郎さんと岩波書店側の主張をほぼ全面的に認め、原告の元日本軍の守備隊長らの請求を棄却する判決を言い渡しました。

判決は、元戦隊長が「集団自決」を命令したかどうかについては「ただちに真実であると断定はできない」としつつも、「集団自決」そのものについては「日本軍が深くかかわったもの」と認め、元戦隊長が関与したことは「十分に推認できる」と判断しています。その根拠として、判決は、守備隊にとって貴重な手榴弾を住民に渡したこと、日本軍が駐屯したところでしか「集団自決」が発生していないことなどをあげていますが、それは、当時の沖縄県民の証言とも一致するものです。以上をふまえ、この判決は、歴史の真実をふまえた当然の公正な判決であると考えます。

また、強調しておかなければならないのは、この判決によって、文部科学省の沖縄戦「集団自決」事件にかかわる検定意見の根拠がまったく崩れたことです。文部科学省は昨年、高校・日本史教科書の検定にあたって、「集団自決」への「軍の関与」については裁判で係争中であるとして、記述の変更を強制しました。今回の判決は、文部科学省に対する明確な回答であり、検定意見そのものが誤りであったことを示すものです。

日高教は、文部科学省に対して、検定意見の撤回と是正措置を強く求めるものです。

最後に、元戦隊長らがおこしたこの裁判のねらいが、日本軍の命令・強制を否定することにあり、南京事件では「大量虐殺はなかった」、「従軍慰安婦」問題では「日本軍が強制した証拠はない」などとする、侵略戦争と日本軍の蛮行を否定する動きと軌を一にしていることです。それは、憲法改悪によって日本を「戦争する国づくり」に変え、教育を「戦争する国を支える人づくり」にすることをたくらむ「靖国」派勢力のねらいとも重なるものです。そうしたねらいをもった訴訟に対して、歴史の真実に即した司法の判断が下されたことは重要です。

日高教は、全国の教職員・広範な国民とともに、憲法改悪を許さず、憲法と歴史の真実に立脚した教育をすすめるために全力をあげるものです。

以上